

『解釈のちから』のチカラ ～教材制作から10年を経て～

寺田知未（福岡県司法書士会 法教育・市民法律講座推進委員会）

山倉克也（福岡県司法書士会 法教育・市民法律講座推進委員会）

1 本研究の目的

福岡県司法書士会は、1998年より、社会に出る前の若者を対象として、多重債務や悪徳商法から身を守るための消費者教育に取り組んできた。一方で、法教育教材「解釈のちから」は、対象を消費者に限定しない「法教育」を実践するため、2008年から福岡県司法書士会の法教育推進委員会（現：法教育・市民法律講座推進委員会）が教材の開発を続け、2012年1月に発行したものである。

本教材は、様々な法的な見方、価値観を凝縮し、法教育のエッセンスを体得できるよう構成されている。対象年齢は、小学校高学年から大人まで。制作から10年を経過した現在でも、全国各地の司法書士が、小学校や「親子法律講座」で本教材を使用した法教育講座を開催している。今後も司法書士が法教育を継続的に実践していくために、本研究では、制作から10年を経ても本教材が使われ続ける理由を探り、本教材の意義を考察する。

2 本研究の方法

ベテランから若手まで、複数の司法書士に対して、本教材を用いた法教育についてインタビューを行った。

法教育に取り組む司法書士は、もともと法教育に興味があったというよりは、先輩司法書士に誘われたり、新人研修で本教材の紹介を聞いたりして、法教育に興味を持つようになった人が多い。当然ながら司法書士は教えることが本業ではないため、パッケージ化された本教材を使用することで、活動へ参加するハードルが下がるのだろう。また、単に法律の知識を与える内容ではなく、受講者自身が考えて「解釈」し、自身とは異なる意見も尊重するという体験をしてもらう内容になっている点を評価している司法書士が多かった。本教材の課題としては、講義の完成度が講師の力量に左右され、最後のまとめをどのように伝えるかが悩ましいという声が多かった。自由度が高く、アレンジしやすいという点は良いところでもある反面、新人が取り組む場面には大きな課題となる。



が講師の力量に左右され、最後のまとめをどのように伝えるかが悩ましいという声が多かった。自由度が高く、アレンジしやすいという点は良いところでもある反面、新人が取り組む場面には大きな課題となる。

3 まとめ

十年一昔、という。この目まぐるしく変化する社会で、しなやかに生きていくために、市民ひとりひとりが“解釈のちから”を身につけてほしいと願ってやまない。